

公益社団法人ひょうご農林機構役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人ひょうご農林機構（以下「機構」という。）の定款第24条第1項に規定する役員（以下「役員」という。）、定款第38条に規定する会長及び定款第39条に規定する顧問（役員とあわせて、以下「役員等」という。）の報酬、手当及び費用に関して必要な事項を定めるものとする。

(役員勤務形態)

第2条 役員勤務形態は、常勤及び非常勤とする。

2 常勤とは、機構を主たる勤務先として機構の業務に従事することをいい、非常勤とは常勤以外の場合をいう。

(報酬及び手当)

第3条 常勤の役員には、報酬、地域手当及び期末手当（以下「報酬等」という。）並びに通勤手当を支給する。ただし、監事及び別表1の勤務形態が常勤(週3日)の理事には地域手当及び期末手当は支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、兵庫県から派遣された県職員の常勤の役員については、兵庫県と締結した職員の派遣に関する協定に基づき報酬等並びに通勤手当を支給する。

3 非常勤の理事は、無報酬とする。

4 非常勤の監事には、職務の都度、日額報酬を支給する。

(報酬等の額及び支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額（兵庫県から派遣された役員の報酬等で兵庫県から支給された額は除く。）は、別表1に定める範囲内で次の各号のとおり決定する。

(1) 理事長、副理事長及び各理事に対する報酬等の額は、理事会において決定する。

(2) 監事に対する報酬等の額は、監事の協議によって決定する。

2 地域手当及び通勤手当の額は、兵庫県の職員の給与等に関する条例及び同規則並びにその他給与に関する諸規則（以下「兵庫県給与条例等」という。）に準じて算定した額とする。

3 期末手当の額は、兵庫県の特別職に属する常勤の職員の例による。

4 常勤の役員の報酬等及び通勤手当の支給方法については、兵庫県給与条例等の適用を受ける職員の例による。

5 非常勤の監事に対する報酬の額は別表2に定める範囲内で監事の協議によって決定する。

(会長及び顧問の報酬)

第5条 会長及び顧問には、理事長が別に定める額の報酬を支給することができる。

(旅費)

第6条 役員等には、職務又は依頼用務を行うために要する費用の弁償として旅費を支給する。

(旅費の額及び支給方法等)

第7条 役員等に関する旅費の種類は、機構職員等旅費規程を準用する。ただし、会長及び顧問については、兵庫県議会の議員の費用弁償の例による。

2 旅費の支給方法については、機構職員等旅費規程を準用する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は定款附則1の規定による公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年6月27日から施行する。

附 則

この規程は平成27年6月26日から施行する。

附 則

この規程は平成 28 年 3 月 28 日から施行し、平成 28 年 1 月 19 日から適用する。

附 則

この規程は平成 28 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は平成 29 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は令和元年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、認定法第 11 条第 1 項に定める行政庁の認定を受け、かつ、一般法人法第 306 条第 1 項に定める吸収合併の効力が生じた日から施行する。

別表 1 (第 4 条第 1 項関係)

役員の区分	勤務形態	一人あたり 報酬等の年 額の上限度
理事長	常 勤 (週 5 日)	9 5 0 万円
副理事長	常 勤 (週 5 日)	9 0 0 万円
農業会議会長	常 勤 (週 3 日)	3 5 0 万円
専務理事	常 勤 (週 5 日)	8 5 0 万円
常務理事	常 勤 (週 5 日)	8 0 0 万円
業務執行理事	常 勤 (週 3 日以上)	7 0 0 万円
監 事	常 勤 (週 3 日)	3 5 0 万円

別表 2 (第 4 条第 5 項関係)

役員の区分	勤務形態	報酬の額の 上限額	報酬の年額の総額 の上限額
監 事	非常勤	1 日あたり 10,000 円	1 0 0, 0 0 0 円